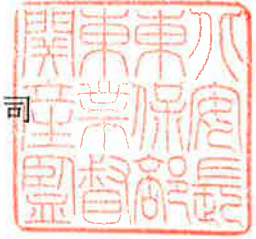


20170406関東産保第3号
制定 平成29年4月14日

鉱山保安法施行規則第43条第1項の表の第1号、第8号、第10号、第14号の項の下欄に掲げる資格を有する者と同等以上の者と認定する要領の制定について（内規）

関東東北産業保安監督部長 桑山 広司



鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号、以下「規則」という。）第43条第3項の規定により、同条第1項の表の第1号、第8号、第10号、第14号の項の上欄に定める作業に関し同項の下欄に掲げる資格を有する者と同等以上の者と関東東北産業保安監督部長（以下「部長」という。）が認定（以下「特例資格認定」という。）するための要領を次のとおり制定する。

1. 認定するための要件

次の要件を満たす者とする。

①第1号

- (1) 鉱山保安推進協議会が実施する「鉱場技術保安管理士試験」または「露天採掘技術保安管理士試験」に合格し、「鉱場技術保安管理士」または「露天採掘技術保安管理士」の称号を有すること。
- (2) 作業監督者に選任する日から過去4年間に於いて、鉱山保安推進協議会が実施する鉱山保安法に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で当該講習を受講していること。
- (3) 当該作業に関し、十分な実務経験を有すること。

②第8号

- (1) 鉱山保安推進協議会が実施する「鉱場技術保安管理士試験」に合格し、「鉱場技術保安管理士」の称号を有すること。
- (2) 作業監督者に選任する日から過去4年間に於いて、鉱山保安推進協議会が実施

する鉱山保安法に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で当該講習を受講していること。

(3) 当該作業に関し、十分な実務経験を有すること。

③第10号

(1) 鉱業法第62条第3項に基づく事業の休止認可を受けている鉱山において当該作業を行う者であること。

(2) 当該作業において、工場等からの排水を休止鉱山の坑廃水と併せて処理するものでないこと。

(3) 一般財団法人休廃止鉱山資格認定協会が行う休廃止鉱山坑廃水処理資格認定講習の修了試験に合格した者であること。ただし、当該修了証書が有効期間内である者に限る。

(4) 坑廃水処理施設の鉱害防止に関する作業であつて、排出水量（一日当たりの平均的な排出水の量をいう。）が千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに係る作業を行う者であること。

(5) 水質汚濁防止法第4条の2第1項の指定地域に所在する鉱山に従事していない者であること。

④第14号

(1) 鉱山保安推進協議会が実施する「露天採掘技術保安管理士試験」に合格し、「露天採掘技術保安管理士」の称号を有すること。

(2) 作業監督者に選任する日から過去4年間に於いて、鉱山保安推進協議会が実施する鉱山保安法に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で当該講習を受講していること。

(3) 当該作業に関し、十分な実務経験を有すること。

2. 認定の手續

(1) 申請書の受付

規則第43条第3項に基づく部長の認定をもって作業監督者を選任したい鉱業権者は、認定を受けたい者ごとに鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく認定申請書（様式第1号）により、資料を添付して部長に申請する。

(2) 審査の方法

申請内容が 1. ①～④の各項を満たすか否か審査する。

1. ①～②、④(3)の「十分な実務経験」については、当面の間、鉱業に従事した経験が 1 年以上の者とする。

(3) 認定書の交付

審査の結果、認定を受ける者が 1. ①～④各項の要件を満たす場合、部長は鉱山保安法施行規則第 4 3 条第 3 項に基づく認定書（様式第 2 号）を交付する。

(4) 特例資格認定を受けた者の作業監督者の選任届

特例資格認定を受けた者を作業監督者として選任した際には、交付された認定書の写しを添付の上、鉱山保安法施行規則様式第五により作業監督者の選任届を部長宛に提出する。

3. その他の運用

(1) 台帳の管理について

部長は特例資格に関する台帳を備える。

また、作業監督者の選任に係る台帳については、特例資格認定による作業監督者の選任と通常の選任を区別する。

(2) 特例資格認定を受けた者の移動について

特例資格認定を受けた者が鉱山間を移動する場合は、その都度特例資格認定を取り直す。

(3) 作業監督者の選任日以降の法令講習の受講義務について

特例資格認定を受けて作業監督者に選任された者は、選任日以降においても、4 年に 1 回以上の頻度で法令講習を受講する必要がある。

当該要件を満たしていない場合、特例資格認定は失効し、作業監督者の選任に必要な要件を満たしていない者となる。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 4 日から施行する。